

令和４年栗山町議会定例会 １１月臨時会議 会議録

令和４年 １１月 ３０日 午前 ９時 ３０分開議

１、出席議員は次のとおりである。

１番	藤	本	光	行	君
２番	大	西	勝	博	君
４番	佐	藤	則	男	君
５番	土	井	道	子	君
６番	佐	藤		功	君
７番	千	葉	清	己	君
８番	三	田	源	幸	君
９番	齊	藤	義	崇	君
１０番	置	田	武	司	君
１１番	鈴	木	千	逸	君
１２番	鵜	川	和	彦	君

２、欠席議員は次のとおりである。

３番	友	成	克	司	君
----	---	---	---	---	---

３、本会議に出席従事した職員は次のとおりである。

事務局 長	小	南	治	朗
事務局 主幹	中	野	真	里

４、地方自治法第１２１条第１項の規定による説明員は次のとおりである。

町 長	佐々木	学	君
副 町 長	橋 場	謙	吾 君
総務課長兼選挙管理委員会書記長兼 新型コロナウイルス対策室長	中 野	和	広 君
総務課総務担当主幹 兼男女共同参画・内部統制担当主幹	出 南		力 君
経営企画課地域政策担当主幹	田 崎		剛 君
住民保健課 長	上 野	政	則 君
建設総括兼建設課長	片 山	伸	治 君
産業総括兼産業振興課長	高 間	嘉	之 君
教 育 長	吉 田	政	和 君
教育総括兼学校教育課長	秦 野	加 寿	彦 君

5、本会議の付議事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

議会運営委員会報告

諸般の報告

①会務報告

②監査報告

議案第37号 令和4年度栗山町一般会計補正予算（第9号）

議案第38号 令和4年度栗山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第39号 令和4年度栗山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第40号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第41号 栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

議案第42号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第43号 栗山町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例

◎開議の宣告

○議長（鵜川和彦君） 議員の出欠状況につきましては、事務局長報告のとおり定足数に達していますので、本日は休会の日であります但議事の都合により、ただいまから令和 4 年栗山町議会定例会を再開し、11 月臨時会議を開会いたします。

今、開会議会の議会期間は本日 1 日とします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鵜川和彦君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、5 番土井議員、6 番佐藤功議員のご両方を指名いたします。

◎議会運営委員会報告

○議長（鵜川和彦君） 日程第 2、議会運営委員会より、この度の臨時会議の運営等に関する報告書がお手元に配付されておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。

◎諸般の報告

○議長（鵜川和彦君） 日程第 3、諸般の報告に入ります。

会務報告につきましては、事務局長に報告いたさせます。

事務局長。

○議会事務局長（小南治朗君） 本会議の議件は、議事日程のとおり議案第 37 号令和 4 年度栗山町一般会計補正予算（第 9 号）他 6 件であります。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定による説明員は、町長及び町長の委任を受けた副町長、総括、各課所長、並びに、教育委員会教育長及び同教育長の委任を受けた総括、課長、事務局長、農業委員会長の委任を受けた事務局長、選挙管理委員会委員長の委任を受けた書記長であります。

先の臨時会議報告後の会務につきましては別紙プリントのとおりであります。

◎監査報告

○議長（鶴川和彦君） 次に監査報告をいたします。

例月出納検査の報告ですが、お手元に配付の写しのとおりでありますので、ご覧いただきたいと思います。

◎議案第 37 号

○議長（鶴川和彦君） 日程第 4、議案第 37 号 令和 4 年度栗山町一般会計補正予算（第 9 号）を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 議案第 37 号 令和 4 年度栗山町一般会計補正予算（第 9 号）の提案理由をご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 万 7 千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 9 億 3, 691 万 8 千円とするものであります。

補正の内容は、3 款民生費及び 8 款土木費におきまして、本年度の人事院勧告に伴う人件費等の追加に係る補正であります。

それでは、事項別明細についてご説明申し上げます。

4 ページをお開きください。

まず、歳出であります。3 款 1 項 1 目 2 7 節繰出金の 3 万 4 千円の補正は、後ほど議案第 39 号 令和 4 年度栗山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）でご審議いただきます。補正予算の財源調整として繰出金を追加するものであります。

8 款 4 項 2 目 2 節給料の 2 万 3 千円及び 4 節共済費の 4 万円の補正は、本年度の人事院勧告に伴い一般職給及び北海道市町村職員共済組合負担金をそれぞれ追加するものであります。

なお、歳出 2 款総務費で計上しております人件費におきましては、既定予算内にて対応することとしております。

3 ページをお開きください。

次に、歳入であります。19 款 1 項 5 目 1 節財政調整基金繰入金の 9 万 7 千円の補正は、今回の補正に係る財源調整として追加するものであります。

なお、今回の人事院勧告に伴うその他人件費の補正につきましては、この後にご提案いたします。議案第 38 号 令和 4 年度栗山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）及び、議案第 39 号 令和 4 年度栗山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）においてご審議いただく予定であります。北海道介護福祉学校

特別会計及び介護保険特別会計、並びに水道事業会計及び下水道事業会計におきましては、それぞれ既定予算内にて対応することとしております。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、質疑を打ち切ります。討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第 37 号 令和 4 年度栗山町一般会計補正予算（第 9 号）について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。

よって、議案第 37 号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第 38 号

○議長（鵜川和彦君） 日程第 5、議案第 38 号 令和 4 年度栗山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 議案第 38 号 令和 4 年度栗山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の提案理由をご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 14 億 3,222 万 4 千円とするものであります。

補正の内容は、5 款保健事業費におきまして、本年度の人事院勧告に伴う人件費の追加に係る補正であります。

それでは、事項別明細についてご説明申し上げます。

4 ページをお開きください。

まず、歳出であります。5 款 1 項 1 目 2 節給料の 3 万円の補正は、本年度の人

事院勧告に伴う一般職給の追加であります。

3 ページをお開きください。

次に歳入であります。5 款 2 項 1 目 1 節基金繰入金の 3 万円の補正は、今回の補正に係る財源調整として追加するものであります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鶴川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鶴川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切ります。

討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鶴川和彦君） ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第 38 号 令和 4 年度栗山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴川和彦君） 全員起立。

よって、議案第 38 号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第 39 号

○議長（鶴川和彦君） 日程第 6、議案第 39 号 令和 4 年度栗山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 議案第 39 号 令和 4 年度栗山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の提案理由をご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 万 4 千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 2 億 4, 957 万 4 千円とするものであります。

補正の内容は、1 款総務費におきまして、本年度の人事院勧告に伴う人件費の追加に係る補正であります。

それでは、事項別明細についてご説明申し上げます。

4 ページをお開きください。

まず、歳出であります。1 款 1 項 2 目 2 節給料の 3 万 4 千円の補正は、本年度の人事院勧告に伴う一般職給の追加であります。

3 ページをお開きください。

次に歳入であります、3 款 1 項 2 目 1 節事務費等繰入金の 3 万 4 千円の補正は、今回の補正に係る財源調整として追加するものであります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切ります。
討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんのか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第 39 号 令和 4 年度栗山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。

よって、議案第 39 号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第 40 号

○議長（鵜川和彦君） 日程第 7、議案第 40 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 議案第 40 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

本年 8 月の人事院勧告におきまして、民間給与との格差を埋めるため、月例給を平均 0.3%、勤勉手当の支給率を 0.1 カ月分それぞれ引き上げとの勧告がなされました。

本町におきましても、国家公務員との均衡の原則に基づき、この人事院勧告どおり改定を実施することとし、本条例を改正するものであります。

以下改正条項についてご説明申し上げます。

改正条例の第1条につきましては、職員の給与に関する条例の一部改正で、第20条の4第2項は、本年12月支給分の勤勉手当の支給率を一般職においては100分の105とし、再任用職員においては100分の50とするものであります。

別表第一は、今回の人事院勧告に伴い一般職給料表を改定するものであります。

改正条例の第2条につきましては、職員の給与に関する条例の一部改正で、第20条の4第2項は、一般職の勤勉手当の支給率を100分の100とするものであります。

なお、再任用職員に係る令和5年度以降の勤勉手当支給率の改正につきましては、定年延長制度の導入に併せ、後の議会においてご提案するものであります。

附則第1項につきましては、施行日を定めたもので、令和4年12月1日から施行し、改正条例第2条の規定は、令和5年4月1日から施行するものであります。

附則第2項につきましては、適用日を定めたもので、第20条の4第2項の改正規定を除き、改正後の給与を令和4年4月1日から遡及適用するものであります。

附則第3項につきましては、人事院勧告の実施に伴い、既に支給された改正前の給与を内払とみなすものであります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

千葉議員。

○7番（千葉清己君） 1点お伺いします。組合との協議について、どのようなになっているのかお知らせください。

○議長（鵜川和彦君） 7番、千葉議員の質疑に対する答弁に入ります。

総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長兼新型コロナウイルス対策室長（中野和広君） 千葉議員のご質問です。職員労働組合との協議につきましては、11月25日に終了し、確認書を取り交わしているところでございます。

以上です。

○議長（鵜川和彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ほかにございますか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、質疑を打ち切ります。
討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第４０号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。

よって、議案第４０号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第４１号

○議長（鵜川和彦君） 日程第８、議案第４１号 栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 議案第４１号 栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

本年８月の人事院勧告において、期末勤勉手当の支給率を引き上げとの勧告がなされました。

本町におきましても、この人事院勧告を踏まえ、本条例を改正するものであります。

以下改正条項についてご説明申し上げます。

改正条例の第１条につきましては、栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正で、第５条第２項は、１２月分期末手当の支給率を１０分の２２５とするものであります。

改正条例の第２条につきましては、栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正で、第５条第２項は、期末手当の支給率を１００分の２２０とするものであります。

附則につきましては、施行日を定めたもので令和４年１２月１日から施行し、改正条例第２条の規定は、令和５年４月１日から施行するものであります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鶴川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鶴川和彦君） ご異議がないようですので、質疑を打ち切ります。
討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鶴川和彦君） ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第４１号 栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴川和彦君） 全員起立。

よって、議案第４１号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第４２号

○議長（鶴川和彦君） 日程第９、議案第４２号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 議案第４２号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

本年８月の人事院勧告において、期末勤勉手当の支給率を引き上げとの勧告がなされました。

本町におきましても、この人事院勧告を踏まえ、本条例を改正するものであります。

以下改正条項についてご説明申し上げます。

改正条例の第１条につきましては、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正で、第４条は、１２月支給分の期末手当の支給率を１００分の２２５とするものであります。

改正条例の第２条につきましては、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正で、第４条は、期末手当の支給率を１００分の２２０とするものであります。

附則につきましては、施行日を定めたもので、令和４年１２月１日から施行し改正条例第２条の規定は、令和５年４月１日から施行するものであります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、質疑を打ち切ります。討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第４２号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について原案に賛成するみなさんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。

よって、議案第４２号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第４３号

○議長（鵜川和彦君） 日程第１０、議案第４３号 栗山町第２号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 議案第４３号 栗山町第２号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

本年８月の人事院勧告におきまして、月例給を平均０．３％引き上げとの勧告がなされました。

本勧告に伴い、一般職の月例給を準用して算出される会計年度任用職員の給料等についても、その効果が及ぶところではありますが、本町におきましては、会計年度任用職員の任用形態に鑑み、現行の期末手当の取扱いと同様、人事院勧告に伴う給与改定の効力を、翌年度４月１日より適用することとし、本条例を改正するものであります。

以下改正条項についてご説明申し上げます。

第３条第３項は、人事院勧告の実施に伴い、本条例が引用する給与条例において、

一般職の月例給に改定があったときは、翌年度の４月１日から適用する規定を追加するものであります。

附則につきましては、施行日を定めたもので、令和４年１２月１日から施行するものであります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切ります。

討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第４３号 栗山町第２号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。

よって、議案第４３号は原案どおり決定をいたしました。

◎休会の宣告

○議長（鵜川和彦君） お諮りいたします。

本定例会１１月臨時会議に付議された案件の審議をすべて終了いたしましたので、会議規則第７条の規定により、令和４年定例会を休会いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） 異議なしと認めます。

令和４年定例会は、休会することに決定いたしました。

これをもちまして、散会といたします。

散会 午前９時５６分